



山形県公報

令和4年5月13日(金)
第303号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託……………(子ども保育支援課) ……461
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……462
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……463
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……464
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……465
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………466
- 山形県公安委員会苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則……………482

#### 告 示

- 山形県指定講習機関に関する規程の一部を改正する規程……………483

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(環境科学研究センター) ……484
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(教育庁) ……486
- あっせん員候補者の公示……………(労働委員会) ……487
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……488

## 告 示

### 山形県告示第405号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 委託した収納事務

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務

- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 社会福祉法人日本保育協会
  - (2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**山形県告示第406号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                      | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日    |
|-----------------------------|----------------------------------|------------|----------|
| 株式会社託人會<br>酒田市相生町一丁目6番11号   | なでしこSHONAI福祉施設いろは<br>酒田市上本町7番24号 | 児童発達支援     | 令和4.5.26 |
| 株式会社託人會<br>酒田市相生町一丁目6番11号   | なでしこSHONAI福祉施設いろは<br>酒田市上本町7番24号 | 放課後等デイサービス | 同        |

**山形県告示第407号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日   |
|------------------------------|-------------------------------|-------------|-----|---------|
| 社会福祉法人恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号    | 永寿荘デイサービスセンター<br>鶴岡市茅原町28番10号 | 生活保護        | 30名 | 令和4.5.1 |

**山形県告示第408号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡真室川町大字大沢地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年10月25日から令和4年2月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第409号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡真室川町大字内町地内
- 2 公共測量を実施した期間

令和3年10月25日から令和4年2月25日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第410号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

最上郡大蔵村大字清水地内

2 公共測量を実施した期間

令和3年12月3日から令和4年2月25日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第411号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小原土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 森 谷 仙 一 郎 | 天童市大字川原子1640番地 |
| 同        | 森 谷 正 秀   | 同 1291番地       |
| 同        | 矢 萩 和 広   | 同 1584番地       |
| 同        | 森 谷 健 一   | 同 1488－3番地     |
| 同        | 仲 野 照 男   | 同 1296番地       |
| 同        | 矢 萩 啓 三   | 同 1321番地       |
| 同        | 矢 萩 正 巳   | 同 1641－4番地     |
| 同        | 矢 萩 道 雄   | 同 1708番地       |
| 同        | 矢 萩 久 男   | 同 1435番地       |
| 同        | 森 谷 孝 彦   | 同 1603番地       |
| 同        | 矢 萩 知     | 同 1313番地       |
| 監 事      | 矢 萩 吉 美   | 同 1452－1番地     |
| 同        | 矢 萩 勝 雄   | 同 1729番地       |

**山形県告示第412号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小原土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 森 谷 仙 一 郎 | 天童市大字川原子1640番地 |
| 同        | 森 谷 正 秀   | 同 1291番地       |
| 同        | 矢 萩 和 広   | 同 1584番地       |
| 同        | 森 谷 健 一   | 同 1488－3番地     |
| 同        | 仲 野 照 男   | 同 1296番地       |
| 同        | 矢 萩 啓 三   | 同 1321番地       |
| 同        | 矢 萩 正 巳   | 同 1641－4番地     |
| 同        | 矢 萩 道 雄   | 同 1708番地       |
| 同        | 矢 萩 久 男   | 同 1435番地       |
| 同        | 森 谷 孝 彦   | 同 1603番地       |
| 同        | 矢 萩 知     | 同 1313番地       |
| 監 事      | 矢 萩 勝 雄   | 同 1729番地       |
| 同        | 須 藤 隆 司   | 同 3075番地       |

**山形県告示第413号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市・鶴岡市（以上の2市について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
酒田市・鶴岡市（以上の2市について次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第414号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、置賜広域病院企業団企業長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東置賜郡川西町
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年4月18日から同年8月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第415号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名       | 売りさばき所の所在地           |     | 承認年月日       |
|----------------------------|----------------------|-----|-------------|
|                            | 変更前                  | 変更後 |             |
| 株式会社荘内銀行<br>取締役頭取<br>松田 正彦 | 新庄市栄町6番1号            | 同 左 | 令和 4. 4. 15 |
|                            | 最上郡最上町大字向町605番5      | 同 左 |             |
|                            | 最上郡金山町大字金山407番地      | 同 左 |             |
|                            | 鶴岡市本町一丁目9番7号         | 同 左 |             |
|                            | 鶴岡市大山二丁目16番33号       | 同 左 |             |
|                            | 酒田市本町一丁目2番52号        | 同 左 |             |
|                            | 酒田市観音寺字町後33番地の<br>1  |     |             |
|                            | 飽海郡遊佐町遊佐字京田103番<br>地 | 同 左 |             |

山形県告示第416号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |        |                      |   |   |   |
|---|--------|----------------------|---|---|---|
| 〃 | 観音寺支店  | 酒田市観音寺字町後33番地<br>地の1 | 〃 | 〃 | を |
| 〃 | 東部酒田支店 | 〃 飛鳥字契約場30番地         | 〃 | 〃 |   |

|   |        |               |   |   |    |
|---|--------|---------------|---|---|----|
| 〃 | 東部酒田支店 | 酒田市飛鳥字契約場30番地 | 〃 | 〃 | に、 |
|---|--------|---------------|---|---|----|

|   |      |               |   |   |   |
|---|------|---------------|---|---|---|
| 〃 | 秋田支店 | 秋田市大町四丁目3番18号 | 〃 | 〃 | を |
| 〃 | 福島支店 | 福島市三河南町6番7号   | 〃 | 〃 |   |

|   |      |             |   |   |    |
|---|------|-------------|---|---|----|
| 〃 | 福島支店 | 福島市三河南町6番7号 | 〃 | 〃 | に、 |
|---|------|-------------|---|---|----|

|   |      |              |   |   |   |
|---|------|--------------|---|---|---|
| 〃 | 平田支店 | 〃 飛鳥字契約場30番地 | 〃 | 〃 | を |
|---|------|--------------|---|---|---|

|   |       |                      |   |   |       |
|---|-------|----------------------|---|---|-------|
| 〃 | 秋田支店  | 〃                    | 〃 | 〃 | に改める。 |
| 〃 | 観音寺支店 | 〃 ゆたか一丁目15番地<br>地の16 | 〃 | 〃 |       |
| 〃 | 平田支店  | 〃 飛鳥字契約場30番地         | 〃 | 〃 |       |

附 則

この規程は、令和4年5月16日から施行する。

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

山形県公安委員会  
委員長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第5号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第29条の2中「第29条の2の4第4項及び第29条の2の5第4項」を「第29条の2の5第4項及び第29条の2の6第4項」に改める。

第29条の3第1項及び第2項を次のように改める。

（臨時適性検査の通知等）

第29条の3 法第102条第6項の規定による通知は、次の各号に掲げる適性検査につき、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 法第102条第1項から第3項までの規定による適性検査 別記様式第27号の2の3の臨時適性検査通知書
- (2) 法第102条第4項の規定による適性検査 別記様式第27号の2の3の2の臨時適性検査通知書

2 次の各号に掲げる医師の診断書の提出の命令は、当該各号に定める書面の交付により行うものとする。

- (1) 法第102条第1項から第3項までの規定による命令 別記様式第27号の2の4の診断書提出命令書
- (2) 法第102条第4項の規定（認知症に係るものを除く。）による命令（運転免許（仮運転免許を除く。）を受けた者に対するものに限る。） 別記様式第27号の2の5の診断書提出命令書（運転免許取得者）
- (3) 法第102条第4項の規定（認知症に係るものを除く。）による命令（仮運転免許を受けた者に対するものに限る。） 別記様式第27号の2の6の診断書提出命令書（仮運転免許取得者）
- (4) 法第102条第4項の規定（認知症に係るものを除く。）による命令（運転免許試験（仮運転免許試験を除く。）に合格した者に対するものに限る。） 別記様式第27号の2の7の診断書提出命令書（運転免許試験合格者）
- (5) 法第102条第4項の規定（認知症に係るものを除く。）による命令（仮運転免許試験に合格した者に対するものに限る。） 別記様式第27号の2の8の診断書提出命令書（仮運転免許試験合格者）
- (6) 法第102条第4項の規定（認知症に係るものに限る。）による命令 別記様式第27号の2の9の診断書提出命令書

第31条第4項中「又は第101条の4第2項に規定する」を「若しくはロ又は法第101条の4第2項に規定する公安委員会が行う」に、「及び臨時認知機能検査」を「臨時認知機能検査」に、「を受けようとする者」を「及び運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は法第101条の4第3項に規定する公安委員会が行う運転技能検査をいう。）を受けようとする者」に改め、同条第6項中「講習規則第1条及び第2条第1項第3号に定める基準に適合するものをいう。）、特定任意高齢者講習（法第108条の2第2項の規定による講習で講習規則第2条第1項第1号の表の1の項及び同条第1項第2号の表の1の項に定める基準に適合するものをいう。）又はチャレンジ講習（法第108条の2第2項の規定による講習で講習規則第2条第1項第1号の表の1の項及び同条第1項第2号の表の1の項に掲げる公安委員会の確認を受けるためのものをいう。）」を「講習規則第2条に定める基準に適合するものをいう。」に改め、同条中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、同条第14項中「第2号」を「第1号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第13項を第14項とし、同条第12項中「書類又は前項の規定により交付されたチャレンジ講習受講結果確認書」を「書類」に、「書類等」を「書類」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を削り、同条第10項中「第16項」を「第17項」に、「又は高齢者講習終了証明書」を「若しくは高齢者講習終了証明書又は第10項の規定により交付された認知機能検査結果通知書若しくは前項の規定により交付された運転技能検査受検結果証明書」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の2項を加える。

10 施行規則第26条の3第2項の規定による認知機能検査を受けた者に対する書類の交付は、別記様式第31号の4の2の認知機能検査結果通知書により行うものとする。

11 施行規則第26条の5第6項の規定による運転技能検査を受けた者に対する書類の交付は、別記様式第31号の4の3の運転技能検査受検結果証明書により行うものとする。

第31条の2第1項中「第14号」を「第15号」に、「第108条の3の4」を「第108条の3の5」に改める。

第32条第1項中「第29条の2第2項」を「第29条の2第3項」に改める。

別表第1中

|                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| 運転免許証記載事項変更届（施行規則別記様式第16） | 警察本部長又は住所地を管轄する警察署長 |
|---------------------------|---------------------|

を

|                           |                     |                               |                     |
|---------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------|
| 運転免許条件申請書（施行規則別記様式第13の6）  | 条件の付与を受けようとする者      | 特定警察署の管轄区域内に住所がある者            | 警察本部長               |
|                           |                     | 特定警察署以外の警察署の管轄区域内に住所がある者      | 警察本部長又は住所地を管轄する警察署長 |
|                           | 条件の変更に係る審査を受けようとする者 | 自動車運転免許試験場において審査を受けようとする者     | 警察本部長               |
|                           |                     | 公安委員会が別に指定する場所において審査を受けようとする者 | 警察本部長               |
| 運転免許証記載事項変更届（施行規則別記様式第16） |                     |                               | 警察本部長又は住所地を管轄する警察署長 |

に、

|                          |
|--------------------------|
| 特定任意講習等受講申請書（別記様式第31号の2） |
|--------------------------|

を

|                         |
|-------------------------|
| 特定任意講習受講申請書（別記様式第31号の2） |
|-------------------------|

に、

|                                |
|--------------------------------|
| 講習終了証明書再交付申請書（別記様式第31号の5）      |
| 特定任意講習終了証明書等再交付申請書（別記様式第31号の6） |

を

|                               |
|-------------------------------|
| 講習終了証明書等再交付申請書（別記様式第31号の5）    |
| 特定任意講習終了証明書再交付申請書（別記様式第31号の6） |

に改める。

別記様式第27号の2の2中「第37条の6の4」を「第37条の6の5」に、「第29条の2の4第4項又は同規則第29条の2の5第4項」を「第29条の2の5第4項又は同規則第29条の2の6第4項」に改める。

別記様式第27号の2の3を次のように改める。  
 様式第27号の2の3（第29条の3関係）

|                                                                                                           |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 臨時適性検査通知書                                                                                                 |  |
| 年 月 日                                                                                                     |  |
| 住所                                                                                                        |  |
| 殿                                                                                                         |  |
| 山形県公安委員会 印                                                                                                |  |
| あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。 |  |
| この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の                                                                    |  |
| 拒 否<br>保 留 の処分<br>取 消 し<br>効力の停止                                                                          |  |
| を受けることとなりますので、御注意ください。                                                                                    |  |
| 適性検査を行う理由<br>となった認知機能検査等の結果                                                                               |  |
| 適 性 検 査 の 期 日                                                                                             |  |
| 適 性 検 査 の 場 所                                                                                             |  |
| 備 考                                                                                                       |  |

- 備考 1 道路交通法102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門家による診断）を受ける必要はありません。
- 2 診断書を提出する場合は、 年 月 日までに、山形県警察本部交通部運転免許課に提出してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第27号の2の3の次に次の1様式を加える。  
 様式第27号の2の3の2（第29条の3関係）

|                                                                                          |                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 臨時適性検査通知書                                                                                |                             |
| 年 月 日                                                                                    |                             |
| 住所                                                                                       | 殿                           |
| 山形県公安委員会 印                                                                               |                             |
| あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。 |                             |
| この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の                                                   | 拒否<br>保留の処分<br>取消し<br>効力の停止 |
| を受けることとなりますので、御注意ください。                                                                   |                             |
| 適性検査を行う理由                                                                                |                             |
| 適性検査の期日                                                                                  |                             |
| 適性検査の場所                                                                                  |                             |
| 備考                                                                                       |                             |

- 備考 1 道路交通法102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門家による診断）を受ける必要はありません。
- 2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、山形県警察本部交通部運転免許課に提出してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第27号の2の4を次のように改める。  
 様式第27号の2の4（第29条の3関係）

|                                                                                                                                                                                                                             |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 診断書提出命令書                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 年 月 日                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 住所                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 殿                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 山形県公安委員会 印                                                                                                                                                                                                                  |  |
| あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。 |  |
| なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許                                                                                                                                                                                              |  |
| が拒否される<br>が保留される<br>が取り消される<br>の効力が停止される                                                                                                                                                                                    |  |
| ですので、御注意ください。                                                                                                                                                                                                               |  |
| また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。                                                    |  |
| 診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査等の結果                                                                                                                                                                                                  |  |
| 診断書の提出期限                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 診断書の提出先                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 備 考                                                                                                                                                                                                                         |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第27号の2の4の次に次の5様式を加える。  
 様式第27号の2の5（第29条の3関係）

|                                                                      |                                          |
|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 診断書提出命令書（運転免許取得者）                                                    |                                          |
|                                                                      | 年 月 日                                    |
| 住所                                                                   |                                          |
| 殿                                                                    |                                          |
| 山形県公安委員会 印                                                           |                                          |
| 道路交通法第102条第4項により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。 |                                          |
| なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の                                      | 拒否又は保留<br>保 留<br>取消し又は効力の停止<br>効 力 の 停 止 |
| けることとなります。                                                           |                                          |
| 診断書の提出を命ず<br>る理由                                                     |                                          |
| 診断書の提出期限                                                             |                                          |
| その他必要な事項                                                             |                                          |
| 備 考                                                                  |                                          |

- 備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取り消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は効力の停止の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の2の6（第29条の3関係）

|                                                                      |   |
|----------------------------------------------------------------------|---|
| 診断書提出命令書（仮運転免許取得者）                                                   |   |
| 年 月 日                                                                |   |
| 住所                                                                   | 殿 |
| 山形県公安委員会 印                                                           |   |
| 道路交通法第102条第4項により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。 |   |
| 診断書の提出を命ず<br>る理由                                                     |   |
| 診断書の提出期限                                                             |   |
| その他必要な事項                                                             |   |
| 備 考                                                                  |   |

- 備考 1 道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の2の7（第29条の3関係）

診断書提出命令書（運転免許試験合格者）

年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

拒否又は保留  
 保 留  
 取消し又は効力の停止  
 効 力 の 停 止

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の  
 の処分を受  
 けることとなります。

|                  |  |
|------------------|--|
| 診断書の提出を命ず<br>る理由 |  |
| 診断書の提出期限         |  |
| その他必要な事項         |  |
| 備 考              |  |

- 備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取り消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は効力の停止の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の2の8（第29条の3関係）

診断書提出命令書（仮運転免許試験合格者）

年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

|                  |  |
|------------------|--|
| 診断書の提出を命<br>ずる理由 |  |
| 診断書の提出期限         |  |
| その他必要な事項         |  |
| 備 考              |  |

- 備考 1 道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の2の9（第29条の3関係）

診断書提出命令書

年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許 が拒否される  
 が保留される こととなりますので、御注意ください。  
 が取り消される  
 の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

|                  |  |
|------------------|--|
| 診断書の提出を命<br>ずる理由 |  |
| 診断書の提出期限         |  |
| その他必要な事項         |  |
| 備 考              |  |

- 備考 1 道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第30号の2を次のように改める。  
 様式第30号の2（第31条関係）

| 講習受講番号（            ）      |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
|---------------------------|------------------------------|-------|--------|-------|---------|---------|------|-------|----|----|----------------|-----|-----------|-----|-------------|-----|-----------|------|------------|------------|--|--|
| 講習受講等申請書                  |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| 年        月        日       |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| 山形県公安委員会 殿                |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| 次の講習等を受けたいので申請します。        |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| 受けようとする講習等<br>（○をつける）     | 大型車講習                        | 中型車講習 | 準中型車講習 | 普通車講習 | 大型二輪車講習 | 普通二輪車講習 | 原付講習 | 旅客車講習 |    |    | 応急救護<br>処置講習   |     | 高齢者<br>講習 |     | 臨時高齢<br>者講習 |     | 違反者<br>講習 |      | 認知機能<br>検査 | 運転技能<br>検査 |  |  |
|                           |                              |       |        |       |         |         |      |       | 大型 | 中型 | 普通             | （一） | （二）       | 実車有 | 実車無         | 実車有 | 実車無       | 社会参加 | 実車         |            |  |  |
|                           |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| 氏 名                       |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| 生年月日                      | 年        月        日        生 |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| 住 所                       |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| 講習修了証明書等の交付の申出<br>（○をつける） | 必            要               |       |        |       |         |         |      |       |    |    | 不            要 |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| ※講習日                      | 年        月        日          |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| ※講習場所                     |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
| 県 証 紙 貼 付 欄               |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |
|                           |                              |       |        |       |         |         |      |       |    |    |                |     |           |     |             |     |           |      |            |            |  |  |

- 備考 1 応急救護措置講習に関して、第一種免許に係る講習を（一）、第二種免許にかかる講習を（二）とする。
- 2 申出の欄は、違反者講習を受講した者にあつては記載不要とする。
- 3 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第31号の2を次のように改める。  
 様式第31号の2（第31条関係）

|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                   |     |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 特定任意講習受講申請書<br><div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>山形県公安委員会 殿</span> <span>年 月 日</span> </div> <p style="margin-top: 10px;">特定任意講習を受けたいので申請します。</p> |                                                                                                                                                                                                                   |     |     |
| 氏名                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                   |     |     |
| 生年月日                                                                                                                                                                                                 | 年 月 日生                                                                                                                                                                                                            |     |     |
| 住所                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                   |     |     |
| 講習修了証明書等の交付の申出（○をつける）                                                                                                                                                                                | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">必 要</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">不 要</td> </tr> </table> | 必 要 | 不 要 |
| 必 要                                                                                                                                                                                                  | 不 要                                                                                                                                                                                                               |     |     |
| ※講習日                                                                                                                                                                                                 | 年 月 日                                                                                                                                                                                                             |     |     |
| ※講習場所                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                   |     |     |
| 県 証 紙 貼 付 欄<br><div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                   |     |     |

- 備考1 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第31号の4の次に次の2様式を加える。

様式第31号の4の2（第31条関係）

認知機能検査結果通知書

住 所  
氏 名  
生 年 月 日  
検 査 年 月 日  
検 査 場 所

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。  
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日  
山 形 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第31号の4の3（第31条関係）

第 号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。

|                   |   |
|-------------------|---|
| 運 転 技 能 検 査 の 結 果 | 点 |
|-------------------|---|

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日  
山形県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第31号の5を次のように改める。  
 様式第31号の5（第31条関係）

講習終了証明書等再交付申請書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

次の講習終了証明書等の再交付を申請します。

| 再交付を受けようとする講習終了証明書等の種類（○をつける） | 大型車講習   | 中型車講習 | 準中型車講習 | 普通車講習 | 大型二輪車講習 | 普通二輪車講習 | 原付講習 | 旅客車講習 |    |    | 応急救護処置講習 |     | 高齢者講習 |     | 認知機能検査 | 運転技能検査 |
|-------------------------------|---------|-------|--------|-------|---------|---------|------|-------|----|----|----------|-----|-------|-----|--------|--------|
|                               |         |       |        |       |         |         |      | 大型    | 中型 | 普通 | (一)      | (二) | 実車有   | 実車無 |        |        |
|                               |         |       |        |       |         |         |      |       |    |    |          |     |       |     |        |        |
| 氏 名                           |         |       |        |       |         |         |      |       |    |    |          |     |       |     |        |        |
| 生 年 月 日                       | 年 月 日 生 |       |        |       |         |         |      |       |    |    |          |     |       |     |        |        |
| 住 所                           |         |       |        |       |         |         |      |       |    |    |          |     |       |     |        |        |
| 再交付の理由                        |         |       |        |       |         |         |      |       |    |    |          |     |       |     |        |        |
| 講 習 日                         | 年 月 日   |       |        |       |         |         |      |       |    |    |          |     |       |     |        |        |
| 講 習 場 所                       |         |       |        |       |         |         |      |       |    |    |          |     |       |     |        |        |

- 備考 1 応急救護措置講習に関して、第一種免許に係る講習を（一）、第二種免許にかかる講習を（二）とする。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第31号の6を次のように改める。  
様式第31号の6（第31条関係）

|                                                                                                                                    |                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 特定任意講習終了証明書再発行申請書<br><div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年      月      日                 </div> |                  |
| 山形県公安委員会 殿<br>特定任意講習修了証明書の再交付を申請します。                                                                                               |                  |
| 氏 名                                                                                                                                |                  |
| 生 年 月 日                                                                                                                            | 年      月      日生 |
| 住 所                                                                                                                                |                  |
| 再 交 付 の 理 由                                                                                                                        |                  |
| 講 習 日                                                                                                                              | 年      月      日  |
| 講 習 場 所                                                                                                                            |                  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第31号の12及び別記様式第31号の16の規定中「第14号」を「第15号」に改める。

別記様式第32号の3中 「 署 名 」 を

「 氏 名 」 に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県公安委員会苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長    北    村    正    敏

**山形県公安委員会規則第6号**

**山形県公安委員会苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則**

山形県公安委員会苦情の処理に関する規則（平成13年5月県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第79条」を「第79条第1項及び第3項」に改める。

第4条第1項及び第5条中「第2項」を「第3項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



**公 告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月13日

山形県環境科学研究センター所長 高 橋 佳 志

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量  
山形県環境科学研究センターで使用する電力の供給  
契約電力183キロワット、使用電力量572,655キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県環境科学研究センター総務課 村山市楯岡笛田三丁目2番1号 電話番号0237(52)3121
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号 松波プラザ2階D号室
- 5 随意契約に係る契約金額  
(契約電力に対する単価)

| 期 間                | 基本料金単価 (1kWにつき) |
|--------------------|-----------------|
| 令和4年4月1日～令和7年3月31日 | 1,627.77円       |

(使用電力量に対する単価)

| 期 間                |      | 電力量料金単価 (1kWhにつき) |
|--------------------|------|-------------------|
| 令和4年4月1日～令和7年3月31日 | 夏季   | 16.81円            |
|                    | その他季 | 15.62円            |

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車、除雪グレーダ及び除雪ドーザの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
  - (2) 日時 令和4年5月30日（月） 午前9時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量
    - イ ロータリ除雪車2.2メートル級 1台
    - ロ ロータリ除雪車2.6メートル級 1台
    - ハ 除雪グレーダ3.7メートル級 1台

## ニ 除雪ドーザ14トン級 1台

- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月31日（金）
- (4) 納入場所 納入場所一覧表による。
- (5) 入札方法 (1)のイからニまでのそれぞれについて、総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724

- (2) 仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからニまでのそれぞれについて、規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年5月23日（月）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月20日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - ① 2.2meter Rotary Snow Remover Quantity: 1
  - ② 2.6meter Rotary Snow Remover Quantity: 1
  - ③ 3.7meter Snow Removal Motor Grader Quantity: 1
  - ④ 14ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 9:30 A.M. May 30, 2022
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2724

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量  
山形県立図書館で使用する電力の供給  
契約電力302キロワット、使用電力量795,703キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立図書館総務課 山形市緑町一丁目2番36号 電話番号023(631)2523
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号 松波プラザ2階D号室
- 5 随意契約に係る契約金額  
(契約電力に対する単価)

| 期 間                | 基本料金単価 (1kWにつき) |
|--------------------|-----------------|
| 令和4年4月1日～令和7年3月31日 | 1,627.77円       |

(使用電力量に対する単価)

| 期 間 | 電力量料金単価 (1kWhにつき) |
|-----|-------------------|
|     |                   |

|                    |      |        |
|--------------------|------|--------|
| 令和4年4月1日～令和7年3月31日 | 夏季   | 16.81円 |
|                    | その他季 | 15.62円 |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

令和4年5月13日

山 形 県 労 働 委 員 会

会 長 山 上

朗

| 氏 名       | 現 職                                        | 主 要 履 歴                                                | 委嘱年月日      |
|-----------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------|
| 山 上 朗     | 弁護士                                        | 山形県弁護士会会長<br>労働委員会委員5期                                 | 令和3年3月22日  |
| 村 山 永     | 弁護士                                        | 山形県弁護士会会長<br>労働委員会委員3期                                 | 同 上        |
| 阿 部 未 央   | 東北学院大学教授                                   | 山形大学教授<br>労働委員会委員3期                                    | 同 上        |
| 大 泉 享 子   | 社会福祉法人<br>山形県社会福祉事業団監事                     | 山形県総合社会福祉基金理事長<br>労働委員会委員1期                            | 同 上        |
| 吉 原 元 子   | 山形大学准教授                                    | 明治大学兼任講師                                               | 同 上        |
| 舘 内 悟     | 連合山形事務局長                                   | 連合山形副事務局長<br>労働委員会委員3期                                 | 同 上        |
| 朝 倉 義 幸   | 電機連合西奥羽地方協議会・<br>山形地域協議会事務局長               | パナソニックアプライアンス<br>労働組合山形地区支部書記長<br>労働委員会委員1期            | 同 上        |
| 齋 藤 奈 緒 子 | 連合山形女性委員会参与                                | 山形県教職員組合女性部長<br>労働委員会委員1期                              | 同 上        |
| 渡 部 貴 之   | 自治労山形県本部執行委員長                              | 自治労県本部副執行委員長<br>自治労山形県職員連合労働組合<br>中央執行委員長<br>労働委員会委員1期 | 同 上        |
| 齋 藤 和 喜   | 東北電力労働組合<br>山形県本部委員長                       | 東北電力労働組合本部政策局長                                         | 令和3年11月11日 |
| 石 堂 栄 一   | 酒田商工会議所参与                                  | 酒田商工会議所専務理事<br>労働委員会委員4期                               | 令和3年3月22日  |
| 丹 哲 人     | 一般社団法人山形県経営者協会<br>専務理事                     | 株式会社山形新聞社メディア局長<br>労働委員会委員4期                           | 同 上        |
| 高 橋 紀 美 子 | 株式会社秀電社代表取締役会長                             | 株式会社秀電社代表取締役社長<br>労働委員会委員3期                            | 同 上        |
| 石 原 信 義   | 山形パナソニック株式会社<br>取締役 執行役員<br>管理センター長（兼）総務部長 | 山形パナソニック株式会社<br>経営企画室長<br>労働委員会委員3期                    | 同 上        |
| 大 風 亨     | 株式会社大風印刷代表取締役社長                            | 株式会社大風印刷監査役<br>労働委員会委員2期                               | 同 上        |

|         |                       |  |          |
|---------|-----------------------|--|----------|
| 富 樫 健 治 | 山形県労働委員会事務局長          |  | 令和3年4月1日 |
| 長谷川 浩   | 山形県労働委員会事務局<br>審査調整課長 |  | 令和4年4月1日 |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月13日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 750キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり 93.94円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年2月18日